

スや、株式譲渡に関する証憑が保存されておらず事実関係の把握が不可能となっているケースがその典型例である。

このような場合には、現在の株主が真正株主であることを担保できないことがあり、法的な観点での対応を検討する必要があると考えられる。

**(9) 重要な取引先との契約書
未締結**

取引先との関係において、長年の信頼関係に基づく取引慣行として、契約条件が書面合意されていないケースも珍しくない。重要な取引先との契約関係が、実は口頭合意のみによっており、その法的リスクを看過できずにデイルブレイクに至ったケースもあった。

初期的な検討段階で取引先との契約関係を網羅的に把握することは実務上一定の制約はあるものの、特に重要な取引先が存在する場合には、契約書の有無および重要な契約条件、特殊な取り決めの有無等についてはあらかじめ確認しておくことが望ましいと考えられる。

(10) コンプライアンス違反

違法残業や行政処分、反社会的勢

力との関係を示唆する情報等、重大なコンプライアンス違反が判明した場合には、その時点で買取検討を中止することも考えられる。

*

本章では、非上場オーナー企業買収時における典型的な課題を(1)~(10)の観点で整理した。次章以降では、このなかでも特に重要な課題と考えられる、(1)ノンコア・不採算事業、

非事業性資産、(2)潜在債務、(3)過剰債務、(7)株主分散、名義株主について、それぞれの対応方法を概観する。

第2章

とり得るスキームごとの課税関係に注意 ノンコア・不採算事業等を 分離する際の検討ポイント

【1】章のエッセンス

- 非上場オーナー企業の場合、ノンコア事業、不採算事業の洗出しが重要となる。非事業性資産の取扱も含めて、売主側と事前に交渉を行う必要がある。
- 不要な事業等を分離するスキームとしてよく検討されるのが、分割型分割、分社型分割、事業譲渡等がある。
- 適格組織再編の要件を満たす分割型分割後に分割法人株式を譲渡するスキームは、分割時に譲渡益課税等が発生しないため、よく検討される

るスキームの一つである。

問題の所在

第1章で述べたように、非上場オーナー企業の買収検討時においては、中核事業と関連性の低い事業(ノンコア事業)や不採算事業、事業関連性のない資産(非事業性資産)の取扱いが問題となるケースがある。

株式取得等により買取対象会社をすべて取得した場合、不要な事業等を買主が引き継ぐことになるため、売主による買取りや第三者への売却

等を行ったうえで、必要な事業等のみを買収することが買主にとって理想的である。しかし、買取対象会社から切り離す際に選択する組織再編等のスキームによって買主・売主の課税関係が大きく変わる可能性がある。本章では、不要な事業等を分離する際に検討される対応方法について紹介する。

ノンコア事業、不採算事業の洗出し

買取対象会社が、複数の事業セグメントを有している場合、ノンコア